○経済産業省告示第八十四号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示

主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号の表中「ガス化炉設備」を「ガス化炉設備」に、「ガス化炉、蒸気発生器及びボイラーの主設備の欄に準ずるもの」を「ガス化炉、蒸気発生器及びボイラーの主設備の欄に準ずるもの（外径百五十ミリメートル未満の配管及び導管を除く。）」に改める。

第三号の表中「脱水素設備」を「脱水素設備」に、「以下第六号において同じ。」を削る。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第八十五号

電気関係報告規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第三十二号）第四条の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第二百五号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十四年経済産業省告示第二百五号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件）は、平成二十九年四月一日限り、廃止する。

○経済産業省告示第八十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条　供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十三号）の一部を、別表により改正する。

第二条　前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該対象規定を削り、対象規定を改正後欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正前欄に掲げていないときは、当該対象規定を加えること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（以下「旧告示」という。）第八条第四号ロに規定するゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）、第五号に規定する塩化ビニルホース及び第六号ハに規定する過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造については、平成三十四年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条　この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号イ、第二号イ、第三号及び第四号の液化石油ガス用継手金具付低圧ホースであって、ホース部分が鋼線で補強されていないものが屋内で使用されている場合にあっては、なお従前の例によることができる。

第四条　この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号ロに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、第二号イに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、同号ロに規定する塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）及び第四号に規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いた末端ガス栓と燃焼器との接続については、平成三十四年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表　供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（圧力計の設置等） **第二条**　規則第十八条第三号ワ及び規則第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 ［号を削る。］ 一　圧力計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十四条第一項の登録事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付され	（圧力計の設置等） **第二条**　規則第十八条第三号ワ及び規則第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一　圧力計は、日本工業規格Ｂ七五〇五―一アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。 二　圧力計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十四条第一項の認定事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付され